

【評価結果報告書】

横須賀市児童相談所一時保護所

実施機関：ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

対象事業所名	横須賀市児童相談所
経営主体(法人等)	横須賀市
対象サービス	児童相談所 一時保護所
設立年月日	平成20年4月1日
評価実施期間	令和7年6月5日～令和8年1月15日
評価項目	三菱UFJリサーチ&コンサルティングが策定した【改訂版】一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価における第三者評価基準（案）の評価項目

総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）

【施設の立地・特徴】

横須賀市は平成18年4月、全国初となる中核市児童相談所を開設し、平成20年4月に一時保護所を開設しました。定員は25名で、設立以来、こどもが馴染みやすいよう「いちほ」を通称とし、緊急保護、適切なアセスメント等を役割として、安全・安心な環境のもと多職種が連携し、こどもの最善の利益の実現に向け支援に取り組んでいます。

【基本理念】

- ①安全で安心できる一時保護所
- ②いつも明るくあたたかい一時保護所
- ③個人が尊重される一時保護所

【特長】

1 こどもが職員を信頼し安心して生活するためのチームによる支援体制

こどもの生活支援に直接あたる指導員・保育士等のほか、管理栄養士、看護師、教員免許状を有する学習講師などの専門職員を配置し、専門性を生かした支援を行なっています。支援の方向性に職員間での差異が生じないように、チームワークや継続的な話し合いを重要と捉え、職員全体で統一した支援体制を構築することで、こどもが安心して職員と信頼関係を築けるよう取り組んでいます。

職員間の情報共有については、申し送り、班会議、ケース会議、全体会議、朝・昼・夕方の1日3回の引き継ぎ等、複数の場を設け、支援内容やこどもの状況について共通理解を図っています。さらに、事務所内のホワイトボードへの連絡事項の掲示や業務ノートの活用により、支援の継続性と一貫性の確保に努めています。

2 一時保護所での生活等に対するこどもの意見への対応

職員は、こども一人ひとりの気持ちや意見を丁寧に聞き取り、保護所での暮らし方について、こどもと一緒に考える姿勢を大切にしています。

こどもの意見や要望は、生活の中で担当職員がこどもと一緒に過ごす時間や面談等で聞き取るほか、児童集会の開催や意見箱の設置により、把握に努めています。児童集会は週2回、金曜日・土曜日に設定しています。金曜日の集会では、主に意見・要望を聞いています。こどもからは、物品の購入に関する要望が多いことから「ほしいものリスト」を作成し、対応しています。希望する物品をすぐに購入できない場合でも、

リストに記載することで、こどもが自分の意見がどう受け止められたのか等、検討経過が分かるよう配慮しています。土曜日の集会は掃除場所の相談など、こども自らが担う生活運営の一部を話し合う場となっています。

3 こどもの自信や自己肯定感につながる支援

些細なことでもこどもの取組や努力を認め、褒めること・良い点を言葉にして伝えることを重視した支援を行なっています。

職員はこどもが安心して物事に取り組めるよう配慮し、こどもが少しでもできたことに対して褒めたり肯定的な声かけを行ない、こどもの自信や自己肯定感につながるよう支援しています。また、こどもと一緒に過ごす時間を意識的に確保し、遊びや日常生活の中でコミュニケーションを大切にしたり関わりを心がけています。さらに、こどもの行動について職員の思い込みで理由を決めつけることがないよう留意し、こどもの気持ちを丁寧に聞き取るよう努めています。そのような関わりを通して、こどもが自分の気持ちを受け止めてもらえる体験を積み重ねられるよう支援を行なっています。

4 こども一人ひとりの状況に合わせた個別的な対応

こどもの置かれた立場や状況の違いを踏まえ、個別ケアを前提として、こども一人ひとりの最適な支援に努めています。施設内の生活として基本となる日課はありますが、こどもの発達・特性などに合った個別の日課を作成しています。さらに、必要に応じて個別支援プログラムを作成し、支援しています。また、運動や娯楽の時間を個別に確保し、食事や睡眠等の基本的な生活を維持できるようにしています。

【改善が期待される点】

1 一時保護所の理念・方針の実現に向けた事業計画の策定

横須賀市の社会的養育推進計画に則り、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりを目指していますが、施設としての事業計画は策定していません。施設として、理念・方針の実現に向けて目標を定め、課題や問題点を明確にして目標を達成するための事業計画の策定が期待されます。

2 こどもの安心安全な生活を守るための児童相談所とのさらなる連携

施設は児童相談所相談部門と連携し、こどもの安全・安心を最優先にした支援を行なっています。人員体制は基準通りとなっていますが、相談部門の業務多忙のため、早期の情報提供が課題となっています。入所するこどもの抱える課題がより一層複雑になっている状況のなかで、こどもの状態像の正しい状況把握が必須であり、児童福祉司や児童心理司との連携は欠かせません。今後、さらなる協働と連携が期待されます。

3 管理・運営をリードするためのSV体制の強化

職員の担当業務を明確にし、管理職の指揮の下で、業務を円滑に実行する体制を整えています。指導員係長、上席指導員が必要に応じて、職員に業務上の指導、助言、相談への対応を行なっていますが、計画的・定期的な面接は実施できていない現状があります。外部のSV研修には、職員が交替で参加していますので、これらの研修成果を活かし、職員一人ひとりの業務上の課題や心理的負担を定期的に把握し、専門性の向上や職員の育成・定着につなげるためにも、SV体制の強化を図ることが望まれます。

評価領域ごとの特記事項

第1部 子ども本位の支援

1 一時保護施設の理・基本方針

- 理念、基本方針は「児童相談所の手引き」「一時保護所マニュアル」等に明文化しています。
- 職員のチームワークや話し合いを重要と捉え、振り返りを実施していますが、限られた時間内で定期的に振り返ることは難しい状況にあります。

	<ul style="list-style-type: none"> • 職員はこどもの安全や安心感を最優先にして、こどもの不安感や喪失感に寄り添う姿勢で対応し、施設での暮らし方をこどもと一緒に考えています。 • 職員全体で統一した支援体制を整えることで、こどもが職員に信頼感を持てるように努めています。 • 入所時に、こどもにプライバシーの重要性と守り方を説明しています。個別の支援や医療処置を行う場合は、他のこどもから見えない場所で行っています。 • 行動観察については、班会議や援助方針会議で話し合い、多角的にこどもの様子の把握に努めています。 • 職員は、トラウマ・インフォームド・ケアの研修を受講しています。こどもが経験した心の傷をより深く理解する必要があるため、今後、さらなる研修への参加や考え方を共有する機会を増やしていくことが期待されます。 • 些細なことでもこどもを褒めること、こどもの良いところを言葉にして伝えることを重視しています。 • 被虐待経験から自己肯定感の低いこどもが多く「自分を大切にしよう」と伝えていますが、個別で関わる機会が十分に作れていません。 • 児童集会、意見箱、夜の会、日記等、こどもが自由に発言できる機会を設けています。夏祭りやクリスマス会等では、こどもが作ったものを発表できるようにしています。 • 保護解除後のこどもの生活に向け、部屋の整理、入浴、食事、排泄等、こどもが苦手なことも含めて基本的な生活習慣が身につけられるよう支援しています。
<p>2 こどもの権利・こどもの意向の尊重</p>	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの権利や責任について、入所時に一時保護所のしおりを使用して、こどもの年齢や理解度に応じた説明を行なっています。 • 職員はこどもが困ったことや意見、要望等を表明しやすい雰囲気作りに努め、面接や相談の場を柔軟に設けています。 • 意見箱の設置や意見表明等支援事業を導入し、こどもの意見形成・意見表明を支援する仕組みを構築し取り組んでいます。 • 外部の第三者委員の設置については、施設の在り方やこどもの安全を守る観点により、現在は取入れていません。早期の導入に向けて検討が望まれます。 • 職員は、こどもが今後の生活について自己決定できるように、こどもの意見や意向の傾聴に努めています。必要に応じて職員と一緒に考える機会を持っています。

	<ul style="list-style-type: none"> • こどもからの聞き取りには、こどもの意思や意向を尊重し、話したくないことを無理に聞き出すことなく、こどもの人権に十分配慮しています。 • 意見箱や児童集会でのこどもの意見については、職員で検討しこどもにフィードバックしています。また、こどもに「コメントありがとう」と伝えています。 • こどもたちからのおもちゃの購入の要望については、すぐに購入できないものを「ほしいものリスト」に追加し、こどもの意見がどのように扱われているのかがわかるように工夫しています。
<p>3 一時保護施設における権利制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 通信や面会等に関する制限は、こどもの安全確保を目的に児童福祉司の判断で実施して、施設ではルールのひとつとして伝えています。 • 施設におけるルールについては、児童集会の場を活用し、こどもの意見を踏まえて見直しを行なっています。疑義が生じた際には職員全体で検討・共有していますが、ルールの定期的な見直しには至っていません。 • こどもを集団から分離する場合は、こども自身のクールダウンや、他のこどもへの影響を考慮して対応しています。 • こどもの私物の持ち込みは、可能な限り所持できるよう配慮に努めていますが、こどもの安全と不公平感の解消、紛失や破損を防ぐことを前提にルールを決め、必要に応じて私物の所有を許可しています。 • 職員は各自が必要とする研修に参加するよう努めていますが、施設として被措置児童等虐待の防止の研修等は実施できておらず、実施が求められます。 • こども同士での権利侵害発生時は迅速に対応し、被害を受けたこどものケアを行なうとともに、問題行動のあったこどもには問題に気づけるよう職員と話し合う機会を設けています。 • 職員は、ヒヤリハット等を通じて予測される権利侵害事例を共有し対策を検討しています。 • 国籍や信条、社会的身分等による個別の対応が必要な場合は、入所時に聞き取りながら柔軟に検討し適切に対応していく方針としています。 • ジェンダーアイデンティティについて、職員は研修を受け理解を深めるようにし、こどものニーズに応じた居室や生活環境を検討するなどの対応に取り組んでいます。今後さらに、多様な性の在り方への理解と対応方法の検討が期待されます。
<p>4 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの権利が侵害される事態が生じた場合は、児童相談所と連携し組織的に迅速かつ丁寧に行なうことになっています。 • 被措置児童等虐待については、児童福祉司がこどもに具体的な説明をしています。施設では、こどもに「嫌なこと」「気になること」という表現にとどめて、職員や児童福祉司担当にすぐに相談できることを伝えていま

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペース以外の場所で異性の子どもと一緒にならないようにしています。子どもの入浴介助は必ず同性職員が行なっています。寝かしつけ、着替えの支援等は基本同性介助としていますが、子どもの同意のもと、異性職員が介助することもあります。 ・職員は各自が必要とする研修に参加するよう努めていますが、施設として被措置児童等虐待の防止の研修等は実施できておらず、実施が求められません。 ・子ども同士での権利侵害発生時は迅速に対応し、被害を受けた子どものケアを行なうとともに、問題行動のあった子どもには問題に気づけるよう職員と話し合う機会を設けています。 ・職員は、ヒヤリハット等を通じて予測される権利侵害事例を共有し対策を検討しています。 ・国籍や信条、社会的身分等による個別の対応が必要な場合は、入所時に聞き取りながら柔軟に検討し適切に対応していく方針としています。 ・ジェンダーアイデンティティについて、職員は研修を受け理解を深めるようにし、子どものニーズに応じた居室や生活環境を検討するなどの対応に取り組んでいます。今後さらに、多様な性の在り方への理解と対応方法の検討が期待されます。
--	--

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1 一時保護施設的环境	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットは男子・女子・幼児（未就学児）の3エリアに分かれています。男子・女子エリアは原則として個室となっています。幼児エリアは子どもへの見守り等の関連もあり、数名で就寝する居室となっています。 ・入所児童数や支援の必要に応じ、通常職員より多めの配置をしています。会計年度任用登録を活用し、必要な職員確保に努めています。 ・生活に必要な衣類、室内の備品、体を使って遊べる体育館、また、自由時間を過ごすラウンジには卓球台、ピアノ、ギター、本、漫画、ゲーム等をそろえています。中庭があり、ラウンジに自然光が差し込む環境となっています。
2 職員体制・職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職の業務は、事務分担規則と担当業務分担表に明示しています。各職種の役割や権限、責任は「担当業務分担表」に明確にしています。 ・職員の配置基準は定員に基づいたものですが、年々、特性を持つ子どもの入所が増加しており、十分な対応に追いつかない現状があります。 ・夜間は常勤職員2名と、夜間指導員2名の4人体制で対応しています。夜間の通告対応はホットラインの設置があり、児童福祉司に連絡する体制を整えています。 ・職員は着任時に研修を受け、守るべき法規範や倫理について学んでいます。

	<p>着任2年目研修では通達変更の内容周知を行なっています。グループ討議や先輩職員によるOJT、指導員係長、上席指導員によるサポート等により、職員の育成を図っています。</p>
<p>3 情報共有・関係者間連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 援助方針会議や観察会議に児童福祉司や児童心理司が参加しています。児相システムは児童相談所と共通であり、情報共有ができる仕組みがあります。 • 相談部門が多忙なため、児童福祉司や児童心理司との早期の情報共有が滞る場合があります、さらなる情報共有の体制強化が望まれます。 • 個人情報の管理は、横須賀市の「情報管理セキュリティ法」に則り、実行しています。文書管理規程があり、ファイル担当を決め書類や記録の管理をしています。書類や記録は事務所内の施錠できるキャビネットに保管しています。
<p>4 関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 内科健診は月1回、年2回の歯磨き指導を行っています。 • こどもの健康状態により治療が必要な場合は看護師が対応し、医療機関への通院等が必要な場合は、児童福祉司が連絡を取っています。 • 児童精神科医や外部の医療機関との連携は児童福祉司が担っていますが、こどもへのケアには医療機関との連携が必要であり、健康状況に応じた児童相談所とのさらなる連携が望まれます。 • 警察署の面会時の立ち合いは、児童福祉司や児童心理司が担当することになっています。こどもが不安を訴える場合には、施設の担当職員が立ち会う場合があります。
<p>第3部 一時保護施設における支援</p>	
<p>1 一時保護施設の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急保護専用の居室の用意はありません。空き部屋がない場合は、静養室や面接室を居室として運用する場合があります。 • 起床から就寝までの日課を決めています。幼児には幼児日課があります。基本的な日課はありますが、こどもの発達・特性に応じて個別支援プログラムを作成し、こども一人ひとりの適切な支援に努めています。自由時間や近くの公園や図書館に出かける時間を取っています。 • 年間行事計画を作成し、夏祭りやクリスマス会等の季節の行事、自然公園、ミカン狩り、工場見学等の外出を計画しています。 • ラウンジで過ごす自由時間では卓球やゲーム、漫画、玩具等で遊んでいますが最新のが調達できず、こどもからの希望を反映することはできていません。 • 自由時間には体育館の使用ができますが、利用できる時間が限られており、こどもたちが十分体力を使うまでには至っていません。 • 管理栄養士が、こどもの成長を考えた栄養に富んだ献立を作成しています。食事が楽しめるよう見た目の色にも工夫し、こどもの申告で量を調整して

います。適宜、行事食・季節食の日を設け、料理の内容についてこどもに説明しています。

- 看護師が中心となり、入所時にこどもの健康状態やアレルギーの有無等の聞き取りを行なっています。食物アレルギーの有無は、保護者への聞き取り等により、把握に努めています。
- アレルギーのあるこどもへの食事の提供は厨房でのチェックと受け取りのルールを決めて、誤食の無いように配慮しています。
- 入浴時間は日課で決まっており、毎日入浴しています。学童の入浴時間は20分と決まっていますが、時間延長の希望があり、検討が望まれます。
- 衣服は大半が貸与であり、毎日洗濯して、清潔を保っています。衣服は必要な種類やサイズを用意し、暑さ、寒さに対応したものを着用できるようにしています。肌着については、新品を貸与しています。
- 月1回、こどもの身長・体重の測定を行ない、毎月の内科健診に看護師が立ち会い、こどもの健康状態を把握し、個別の健康記録を作成しています。
- 学習は、小学生は国語・算数、中学生は国語・数学・英語を中心に、個別の課題で行なっています。集団授業として歴史や地層等について全員で学ぶ機会を作っています。教員免許状を持った学習指導員2名が担当しています
- 一時保護所マニュアルに無断外出対応の項目があり、開庁時間内の対応や夜間の対応を定めています。無断外出の兆候を察知した時や、過去の生活歴を基にアセスメントを行ない、職員間で情報共有をしています。

2 アセスメント・支援方針

- 入所時のフェイスシートは、児童福祉司から施設に情報提供する仕組みがあります。児童相談所、一時保護所がともに職員の人員不足と育成の課題を抱えており、迅速な情報共有ができないことがあります。
- 全生活場面について、こどもの担当職員、学習指導員、看護師がそれぞれ分担し、行動観察を行ない記録しています。
- 職員は、こども一人ひとりの特性を考慮し、こどもの意欲や強み、長所、こどもが発した優しい言葉、頑張っていること等も捉える視点を持って関わっています。
- 観察会議は実施していますが、時間的な制約もあり、こどもの状況について十分に話し合えないことがあります。
- 支援方針に基づき、必要なこどもには個別支援プログラムを策定し、養育・支援を行なっています。
- 保護解除に向けて、身支度、整理整頓、気持ちの伝え方等、基本的な生活スキルが身につくよう支援しています。
- こどもの情報は児童福祉司や児童心理司からの情報や班会議、申し送りを

	<p>通じて職員間で共有しています。また、総合的なアセスメントになるよう児童福祉司に情報提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 援助方針会議には班長が参加し、ケースの協議には担当職員も出席しています。今年度より、援助方針会議に担当職員が出席することになっていますが、出席頻度はまだ多くありません。
<p>3 一人ひとりの特性や課題等への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの体調や気持ちの変化に気づけるよう、丁寧に観察しています。こどもの様子や変化に応じて、個別支援プログラムの内容を柔軟に変更しています。 • 家族に対する支援や対応、家族の様子については、児童福祉司がこどもに説明しています。職員は、こどもへの告知や面接後のこどもの様子を確認し、こどもが前向きに捉えられるような声かけに努めています。 • 性的な課題のあるこどもの受入れ時はカンファレンスを行ない、包括的性教育等の支援を実施しています。所内で性的問題が起こった場合は、児童相談所と連携する体制があります。 • PTSDの症状や本人から被害についての訴えがある場合は、職員はこどもが安心できるよう声かけし、訴えの内容を上席や児童福祉司に報告しています。 • 他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行なう可能性のあるこども、触法少年と思料されるこどもの受入れは、児童福祉司から得た情報を基に対応方針を明確にしています。 • 職員体制や障がいの理解、環境整備において、可能な限りこどもの特性に応じた支援ができるよう、職員は得意なこと・苦手なことの把握や正しいこども理解に努めています • 服薬管理は施設の看護師が担当し、薬袋の名前記入や日付ごとのセットを行なっています。誤薬防止策として、複数の職員によるダブルチェック、本人との確認を徹底しています。
<p>4 一時保護施設からの退所に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保護解除や解除後の生活、相談先や支援については、児童福祉司が説明を行なっています。職員は、こどもの心身の状態に配慮し、そのこどものタイミングを見計らってもらえるよう、児童福祉司にこどもの様子を伝えています。 • 一時保護中のこどもに関する情報は、職員が、こどもができていたり課題等を児童福祉司に情報提供しています。児童福祉司が、判断が必要な情報を精査し、保護者に伝えています。
<p>第4部 一時保護施設の管理運営</p>	
<p>1 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保護所マニュアル（職員用）を作成し、職員に配布しています。マニュアルの共有のために、定期的に内容を再確認する機会を設けることが望まれます。 • 火災発生時のフローチャートを事務室に掲示し、職員に周知を図っています

	<p>す。避難訓練は建物全体の避難計画に準じ、夜間想定を含め月1回単独で実施し、こどもたちも参加しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 看護師が中心となり、感染予防の対策を行なっています。手洗、うがい、マスク着用等の励行、換気のための窓開け、しっかり睡眠をとること等を、こどもたちに伝えています。 • 入所時に、こどもが持参したものを職員がこどもと一緒に確認し、原則として衣類と靴以外は預かっています。預かった品物は倉庫に保管し、貴重品は事務所の金庫で保管しています。
<p>2 施設運営計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 施設として事業計画の作成はありません。横須賀市の社会的擁護推進計画に則り、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりを目指しています。児童相談所内の部門ではありますが、独立した組織として理念・方針の実現に向けて目標を定め、課題や問題点を明確にして目標を達成するための事業計画として策定することが期待されます。 • 3年ごとに、第三者評価を受審しています。 • こども家庭支援課が、一時保護に関する行政不服審査に対応する窓口となっており、具体的な保護者の意見・要望・苦情には、児童福祉司が対応しています。

「事業者コメント」

平成20年4月に横須賀市一時保護所を開設し、令和7年度で18年目を迎えます。第三者評価の受審は、令和4年度に続き今年度で2回目となります。今年度は、前回受審時に示された「改善が期待される点」への取組状況に加え、令和7年4月1日施行の「横須賀市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に照らした観点からも確認いただきました。

優れている点として、チームによる支援体制、こどもの意見への対応、こどもの自信や自己肯定感につながる支援、こども一人ひとりの状況に応じた個別的な対応について評価をいただきました。これらは当施設の基本理念に基づき、職員全体が大切にしてきた支援であり、今後もその理念を大切に維持しつつ、さらなる向上を図ってまいります。一方、改善が期待される点として、事業計画の策定、児童相談所とのさらなる連携、スーパーバイザー（SV）体制の強化が挙げられました。

理念・方針の実現に向けて目標を定め、課題を明確にしたうえで、次の事項から一つずつ取り組んでまいります。

- 目標と課題を踏まえた事業計画の策定と進捗管理
 - 児童相談所相談部門との情報共有、意見交換、支援方針の共有の徹底
 - スーパーバイザー（SV）体制の強化による支援の質と専門性の向上
- 引き続き、こどもの安心・安全の確保と権利擁護の推進に努めてまいります。

以上